

構造改革特別区域計画書

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

養父市

2. 構造改革特別区域の名称

養父市どぶろく村特区

3. 構造改革特別区域の範囲

養父市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 養父市の特徴

養父市は兵庫県北部の但馬地域の中央に位置し、県内最高峰の氷ノ山や八チ高原などの山岳高原地帯があり、そこにはブナの原生林やこんこんと湧き出る清水といった豊かな自然を有している。交通は京阪神と山陰地方を結ぶ国道9号が東西に、姫路と山陰を結ぶ国道312号が南北に通っている。また、北近畿豊岡自動車道の整備計画の事業化が決定され、市内にもインターチェンジが設置される予定である等、但馬地域の交通の要衝として道路網の整備が進んでいる。

また、スキー場およびハイキングコース等の観光施設が立地しているなど、豊かな自然を活かした観光産業が盛んな地域である。年間約110万人の観光客があり、観光が地域の産業をリードしているといえる。

(2) 養父市の課題

養父市では少子化が進行し、定住人口は減少傾向が続き、昭和35年(1960年)の国勢調査では44,884人であった人口は、昭和55年以降緩やかに減少し、平成17年(2005年)には28,306人となり、16,578人、36.9%の減少となっている。特に14歳以下の人口は14,680人(昭和35年)から3,843人(平成17年)と減少が著しい。地域コミュニティの中心的役割を担っていた小学校が9校廃校となるなど、地域コミュニティの希薄化が懸念されている。

また、高齢化についても進行が著しく、65歳以上の人口は3,952人(昭和35

年)から8,750人(平成17年)に増加している。このため、福祉サービスの質の確保と高齢者や障害者が利用しやすいサービスの整備が課題となっている。

地域産業の面では年間約110万人の観光客がある観光産業を始めとした第3次産業が就業人口の59.0%(平成17年の国勢調査)を占め、次いで製造業・建設業が中心の第2次産業が31.6%となっており、第1次産業では水稲や野菜、花卉を初めとした農業や林業が行われているが、構成比は9.5%となっている。観光産業を初めとした第3次産業が地域産業を牽引しているが、農業や林業を初めとする第1次産業の縮小が顕著であり、全体としても縮小傾向であることが懸念されている。

(3) 養父市の取り組み

このような中、養父市では平成18年度から平成27年度までの計画として、養父市総合計画を策定し、課題の解決に向けて取り組んでいる。養父市総合計画では、まちづくりの基本方向として「安心」・「活力」・「快適」・「生きがい・楽しみ・誇り」・「行政改革の推進」の5つを柱としている。

第1の柱としての「安心」では、高齢化社会に対応するため、福祉サービスの質の確保と高齢者や障害者が利用しやすいサービスの整備を推進している。

第2の柱としての「活力」では、豊かな自然を活かした観光産業の一層の発展及び縮小傾向にある農業・林業の活性化を図るとともに、人口減少により希薄化しつつある地域コミュニティの再興に取り組んでいる。

第3の柱としての「快適」では豊かな自然環境の保全とともに、養父市らしい景観を守りながら、道路網等の生活基盤を整備した快適な生活が送れる環境作りに取り組んでいる。

第4の「生きがい・楽しみ・誇り」は少子高齢化の中でも、生きる力を重視した、地域と連携した学校づくり、高齢者が生きがいをもって活躍できるまちづくり等に取り組んでいる。

第5の柱としての「行政改革の推進」は合併前に計画された事業・サービスの見直しや集約を行いながら、一層の市政運営の効率化を推進している。

5. 構造改革特別区域計画の意義

このように、本市では様々な方向から課題の解決に取り組み、地域の活性化を図っているが、今回の特区計画には「活力」、「生きがい・楽しみ・誇り」に関する取り組みに合致するものとする。

「活力」に関し、本市では豊かな自然を背景に、スキー場やハイキングコース等の施設を中心に観光産業の発展に取り組んでいるが、養父市どぶろく

村構想では、兵庫県下最高峰である氷ノ山山系から湧き出る水や、そのおいしい水で耕作したお米が原料の濁酒には、観光的な新たな情報発信ツールとしての役割を期待することができると思う。

また、出来上がった濁酒を楽しむだけでなく、濁酒を造る米を非農家などと一緒に作ることなどを体験メニューとして取込むことで、新たな交流が広がることが考えられる。この交流人口の増加が、周辺への新たな刺激となる事で、更なる活性化が期待できる。

「生きがい・楽しみ・誇り」に関し、本市では高齢者が生きがいをもって活躍できるまちづくりに取り組んでいるが、古くから「但馬杜氏」として全国で活躍してきた杜氏たちが、情勢の変化により引退を余儀なくされたが、お酒に対する愛情・愛着は人一倍持っており、この方たちが指導者となることで、再び活躍の場が設けられるとともに、「生きがい・楽しみ・誇り」を醸成するものと思う。

6. 構造改革特別区域計画の目標

観光産業の発展のために、観光客の動態を注視し観光客の要望を満たすべく対応を行っていくこととする。そのためには、以前より進めている棚田オーナーやラベンダーオーナー制度を始めとした日帰りが主流の体験型ツーリズムと、登山やスキーなど自然観光資源を活用したメニューの他に、農作業体験などのメニューを加え、宿泊を前提とした滞在型ツーリズムの融合を図り、既存のリピーターに加え新たな本地域のファンを獲得するために濁酒製造を行い、幅広い年代層が対象となる新たなツーリズム産業を創出することを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

養父市どぶろく村特区は、地域住民がグリーンツーリズムの担い手として自覚し、自ら考え自ら行動することにより低迷している活気を取り戻し四季折々の地域活性化を図るものである。

本特例の実施により、農業を基盤とする新たな産業の創出が展開されるとともに、本特例の要件でもある「自らが生産した農産物を原料」とすることにより、濁酒以外の農産物においても農家民宿、農家レストランなどでの提供などにより地産地消の機運が高まるものと考えられる。

本地域の観光入込客は、6月から8月、12月から2月に65%の集客がある。特に集客の弱い9月から11月が15%余りとなっている。この期間を強化することにより、日本の総人口の減少及び少子高齢化の時代においても、

観光客の入込数の維持、または増加が図られ養父市の観光の発展が見込まれる。

そのために濁酒を新たな核として、濁酒製造に用いる農作物の栽培体験、収穫体験など濁酒製造に付随した新たな体験メニューを一体的に行うことで他所にない新たな魅力を創出する。

これにより観光入込客数が維持・増加すれば、養父市内の観光各処への効果波及、については地域の総合的な経済的社会的効果が見込まれる。

(単位：千人、区画、%)

	12年度	17年度	19年度	22年度	12 17	17 22
観光客入込数	1,040	1,101	1,150	1,200	105.9	109.0
内宿泊数	305	203	205	230	66.6	113.3
スキー客数	370	247	250	280	66.8	113.4
棚田オーナー区画数	20	20	20	30	100	150
濁酒製造件数	0	0	1	5	-	-

(兵庫県観光動態調査報告書)

8. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 酒造好適米の研究事業

現在、養父市の主食用水稲は作付けの大部分がコシヒカリで占められている。しかし、本特例を受ける主体と兵庫県但馬県民局 地域振興部 八鹿農業改良普及センター、養父市などが協力し濁酒製造のための酒造好適米の栽培について研究を行う。

(2) グリーンツーリズム推進事業

本地域では、グリーンツーリズムの推進のため南但馬グリーンツーリズム協会(養父市、朝来市、観光施設などで構成)を設置し、『南但馬を味わえ

た』という感動が得られるような料理を提供できるようにするため、地元農産物を使ったふるさと料理コンテストを開催し、コンテストで受賞した料理を観光施設や会員施設などで食べることができるようにしている。また、料理に出てきた食材は地元直売所で購入ができるといったように、地産地消の機運を高めるような活動を実施している。

本協議会と連携を図り、新たに濁酒と併せたメニューの発掘などを行うことにより誘客を行う。

(3) 観光イベント等との連携

本地域では、現在行っている棚田・ラベンダーオーナー制度、登山及びキャンプなどの観光事業、観光イベント等との連携をとることにより、地域の資源を最大限活用することが保全にもつながるとともに、グリーンツーリズム地域の形成が図られる

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を併せ営む農業者（特定農業者）で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

養父市全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

特例適用により、特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能になり、手作りの酒を宿泊者などに提供することで、旅の付加価値を付け従来のリピーターのみならず新たな当地域のファンを生み出すことにより、活性化を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により農家民宿や農家レストラン（飲食店）などを併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは新しい地場製品の創造となり、農業農村の活性化にもつながる。また濁酒製造への取組みは、小規模ながら農家副収入のひとつの手段ともなり、濁酒と併せて地元食材を提供することは地産地消の促進へも波及するものと

考えられる。

このような民間の自発的な取組みが広まることは、地域の活性化にもつながるといふ視点からも当該特例措置の適用が必要であると考えらる。

なお当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市においては、無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定農業者が特例措置以外の酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。